

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
1	—	募集要項	—	3.2(2)	7	業務実施企業の参加資格要件	統括マネジメント業務を担う者の参加資格申請は不要という理解でよろしいでしょうか。	統括マネジメント業務を行う者についても、参加資格申請を行って下さい。但し、統括マネジメント業務を行う者に関しては、3.2(2)に示すような業務実績等に関する要件は求めています。
2	—	募集要項	—	3.2(2)	7	業務実施企業の参加資格要件	弁護士や各種アドバイザーの参加資格申請は不要という理解でよろしいでしょうか。	「構成員」又は「協力企業」に該当する場合は参加資格申請を行ってください。
3	—	募集要項	—	3.2(3)	9	構成員及び協力企業の制限について	入札参加資格停止の措置を受ける期間について、「事業者の選定が終了するまで」とありますがいつまでなのか具体的にご教示いただけませんかでしょうか。	本市が優先交渉権者及び次点交渉者を決定し、公表するまでとします。
4	—	募集要項	—	4.1(1)	12	募集及び選定スケジュール	選定スケジュールに関して、「資格審査結果の通知」～「事業契約の締結」とありますが、万が一辞退することになった際には、どの段階まで辞退が許されるのでしょうか？また、その時ペナルティは発生するのでしょうか？	提案辞退届の提出期限は、令和元年11月8日(金)午後5時(必着)までとしています。応募の辞退によるペナルティ等は設けていません。
5	—	募集要項	—	4.1(2)4	12	応募者からの参加表明及び参加資格審査申請	参加資格審査申請に係る書類【様式3～6】の代表企業の捺印については、実際に本案件に係る事業所が本社ではない支店且つ、その事業所(支店)が法人登記されている場合は、本社捺印でなく支店の捺印でも良いのでしょうか。	支店長等の名義によって契約を締結する場合には差支えありません。
6	—	募集要項	—	4.1(3)2	13	応募の辞退	応募の辞退に関して、ペナルティ等は発生しないでしょうか。	応募の辞退によるペナルティ等は設けていません。
7	—	募集要項	—	5	15	提出書類の作成要領	参加資格申請関連書類の提出部数の記載が見当たりませんが、正1部、副1部(副はすべて正のコピー)でよろしいでしょうか。	参加資格申請関連書類に関しては、正1部、副15部を提出してください。
8	—	募集要項	—	5	15	提出書類の作成要領	参加資格申請関連書類の提出の体裁(ファイルのサイズや表紙背表紙へのタイトルや正副の記載他)につきまして特段のご指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	特にありません。
9	—	募集要項	—	—	—	応募者の構成員及び協力企業の変更等	参加表明および参加資格審査申請後に構成員または協力企業を変更・追加することについて、より多くの地元企業に参加いただくためという目的であれば、基本的に市のご承諾をいただけるという理解でよろしいでしょうか。	承諾に関しては、当該承諾が必要となった時点で市が判断します。
10	資料3	様式集	様式3 参加表明書	—	—	参加表明書の追加について	構成員、協力企業の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成及び追加すること。とございますが、追加することにより様式が複数枚にわたってしまってもよろしいでしょうか。	同一の様式であることが確認できる体裁であれば、複数枚にわたっても構いません。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
11	資料3	様式集	様式4 グループ構成表	—	—	グループ構成表の追加について	構成員、協力企業の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成及び追加すること。とございますが、追加することにより様式が複数枚にわたってしまってもよろしいでしょうか。	同一の様式であることが確認できる体裁であれば、複数枚にわたっても構いません。
12	資料3	様式集	様式5 参加資格審査申請書	—	—	各企業の押印名義	参加資格審査申請書や参加表明書他、会社印の押印が必要な全ての書類について、その押印名義は必ずしも代表取締役ではなく、当該地域担当支店の長(支店長名等)でもよろしいでしょうか。また、支店長名等で差し支えない場合、当該支店長等の印鑑証明書が無い場合、印鑑証明書は不要か、又は、任意の形式で会社代表から支店長等への委任状の添付が必要でしょうか。	前段については、No.5の回答をご参照ください。後段については、印鑑証明書に代わるものとして委任状(任意様式)をご提出ください。
13	資料3	様式集	様式5 参加資格審査申請書	—	—	参加資格申請	添付書類の②印鑑証明書、商業登記簿謄本は写しの提出でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	資料3	様式集	様式5 参加資格審査申請書	—	—	添付書類	「貸借対照表、損益計算書及び利益処分案(直近3期分)」の添付が求められていますが、直近から3期前の利益処分結果は、直近から2期前の株主資本等変動計算書にて、直近から2期前分についても直近の株主資本等変動計算書にて、それぞれ把握可能でありませぬ。したがって、利益処分案の添付が求められるのは、直近期で利益処分が未実施の場合のみであり、直近期分についても既に利益処分を実施した内容を把握できる同等の書類があれば、当該同等書類の添付で構わないでしょうか。	利益処分案については、直近3期分の利益処分内容が確認できる書類であれば構いません。
15	資料3	様式集	様式5 参加資格審査申請書	—	—	③商業登記簿謄本	登記簿謄本については、「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」どちらを提出すればよろしいでしょうか。	「現在事項全部証明書」をご提出ください。
16	資料3	様式集	様式5 参加資格審査申請書	—	—	参加資格審査申請書の追加について	構成員、協力企業の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成及び追加すること。とございますが、追加することにより様式が複数枚にわたってしまってもよろしいでしょうか。	同一の様式であることが確認できる体裁であれば、複数枚にわたっても構いません。
17	資料3	様式集	様式6-1 設計業務実績調書	—	—	業務実績数	設計業務実績調書をはじめとする各業務の実績調書につきまして、記載する実績の数は1件でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	資料3	様式集	様式6-2 建設業務実績調書	—	—	必要部数について	但し書き*2に適宜記入欄及び枚数を増やすこと。とあるが、実績調書は複数物件分必要ですか	記載する実績は1件で構いません。
19	資料3	様式集	様式6-2 建設業務実績調書	—	—	記入の時期について	施設名称・施工期間・建物規模は、契約時と竣工・引渡時のどちらの内容を記入したら良いですか。	実際の施工実績を確認するため、竣工・引渡時の情報を記載ください。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
20	資料3	様式集	様式6-2 建設業務実績調書	—	—	記入の根拠について	実績記入に際して、契約書やコリンズ登録データ等の何を基準に記入すれば良いですか。	実際の施工実績が確認できるものであれば指定はありません。
21	資料3	様式集	様式6-2 建設業務実績調書	—	—	施設機能等の記入	複数の機能がある場合、記入者側で機能を選定して記入しても良いですか。	ご理解のとおりです。但し、施設全体の特徴等がわかるよう記載ください。
22	資料3	様式集	様式6-2 建設業務実績調書	—	—	添付書類等	実績調書には、図面等の添付書類は必要ですか。	実績調書への図面等の添付は不要です。
23	資料3	様式集	参加表明書	—	—	各企業の押印	指名参加登録に際し使用印鑑届を提出した上で、貴市との契約・請求事務に使用印を押印している場合、今回の参加表明書等に際しても使用印の押印を進めたいと考えています。よろしいでしょうか。また、その際には印鑑証明書と併せて使用印鑑届の提出が必要でしょうか。	前段: ご理解のとおりです。 後段: 使用印鑑届については不要です。
24	—	募集要項	—	2.2(1)	2	事業予定地	取得予定地の取得手続きが完了するのはいつ頃の見込みでしょうか。	令和2年度末までの取得を予定しています。
25	—	募集要項	—	2.2(2)	3	対象施設	貴市が本事業を進めるにあたり全国の類似施設の視察等はされていますか。参考になる最新施設がありましたら、ご教授ください。	様々な図書館を参考にしています。
26	—	募集要項	—	2.2(2)	3	対象施設の定義について	「本事業の対象となる施設(以下「本施設」という。)の概要は以下のとおり。」とあります。(3)事業方式・期間①事業方式の中で、「本施設の所有権を本市に移転した後」とありますので、「本施設」はすべて貴市に所有権が移転されるとの理解でよろしいでしょうか。	公共施設として整備する施設に関しては、市に所有権を移転します。事業用地の余剰地の貸付、本施設等との合築のいずれかにより民間収益事業を実施する場合、当該民間収益事業を実施する民間収益施設は所有権を移転せず、事業者の所有となります。
27	—	募集要項	—	2.2	3	事業予定地の接道条件	接道する3つの道路について、建築基準法上の道路の種類別(42条1項1号等の別)をご教示ください。	国道291号は建築基準法第42条1項1号道路、市道二荒坂線及び市道下夕町2号線は幅員4m未満のため種別区分はありません。
28	—	募集要項	—	2.2	3	事業予定地の接道条件	南側道路(市道下夕町2号線)が42条2項道路の場合、幅員4m未満の範囲の道路側溝は、貴市でセットバックしていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	建築基準法第42条2項道路ではありません。
29	—	募集要項	—	2.2(3)2	4	事業期間について	施設引渡日は令和4年12月31日という理解でよろしいでしょうか。	現時点の想定はご理解のとおりです。
30	—	募集要項	—	2.2(3)2	4	事業期間について	維持管理期間が施設引渡日～令和20年3月末日となっていますが、令和5年1月1日(引き渡しを令和4年12月31日と想定した場合のその翌日)～令和20年3月31日までとの理解でよろしいでしょうか。	現時点の想定はご理解のとおりです。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名	別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
31	— 募集要項	—	2.2(3)2	4	事業期間について	運営期間が供用開始日～令和20年3月末日となっておりますが、令和5年4月1日(開業準備期間終了日の翌日から供用開始と想定)～令和20年3月31日との理解でよろしいでしょうか。	現時点の想定はご理解のとおりです。
32	— 募集要項	—	2.2(3)2	4	事業期間について	設計・建設期間が1本で表記されていますが、着工日は事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	現時点の想定はご理解のとおりです。
33	— 募集要項	—	2.2(3)2	4	旧病院の解体完了日について	旧病院の解体完了予定日は「別紙3 解体工事概要」のスケジュールより令和3年3月31日となっておりますが、それ以降本施設の着工が可能との理解でよろしいでしょうか。	現時点の想定はご理解のとおりです。
34	— 募集要項	—	2.2(5)④オ	5	システムの構築業務	システムについても構築後所有権は貴市に移管されるという理解でよろしいでしょうか。	リース等、所有権の移転ができない方式によってシステムを調達する場合には、事業期間にわたって事業者にて使用権原を確保してください。
35	— 募集要項	—	4.1(2)③、⑥	12	各種質問について	今後11月8日までの間に検討を進める中で新たに質問が生じた場合に、質問回答の機会がありますか？個別対話での質問回答も含められますか？	募集要項等の内容に関する質問回答の手続きは、本件のみです。個別対話においては、応募者が想定する提案内容が本事業の主旨と合致しているか等の確認を目的とした質疑を行う想定です。
36	— 募集要項	—	4.1(2)⑥	12	個別対話の内容開示について	応募者との個別対話(9月下旬～10月上旬)については対面方式によるとあります。個別対話の内容は内容によっては非公表を希望することが可能と考えてよろしいですか？	ご理解のとおりです。
37	— 募集要項	—	4.3	14	上限価格	上限価格(税込)の税率については公募現時点での8%と考えてよろしいでしょうか。	消費税率は10%として計算しています。
38	— 募集要項	—	4.3	14	上限価格	上限価格が税込で提示されていますが、消費税は何パーセントとお考えでしょうか。	No.37の回答をご参照ください。
39	— 募集要項	—	6.2(2)	17	契約保証金について	事業契約書(案)第33条第1項第5号に基づいて履行保証保険契約を締結する場合は、保険期間は事業契約締結日から本施設引渡し日(令和4年12月31日)までの理解でよろしいでしょうか。	保証期間については、ご理解のとおりです。
40	資料1 要求水準書	—	第1章3(1)	5	取得予定地について	「取得予定地」は当計画においては敷地として利用できるものとしてよろしいですか？	ご理解のとおりです。
41	資料1 要求水準書	—	第1章3(1)	5	取得予定地について	国道291号沿いの民有地が当事業期間内に取得される可能性を考慮する必要はありますか？	現時点で、「取得予定地」として示した土地以外の事業用地を取得する予定はありません。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
42	資料1	要求水準書	—	第1章5	10	防火管理者・防災管理者の選任	防火管理者及び防災管理者の選任については事業者からの選任と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	資料1	要求水準書	—	第1章5	10	遵守すべき法令等	敷地内の雨水の排水等について、都市計画法29条「開発行為の許可」及び小千谷市開発行為指導要綱には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	都市計画法第29条には該当するか否かは具体的な施設整備計画によりますが、少なくとも、同法第34条の2（開発許可の特例）に基づく協議は必要と考えます。
44	資料1	要求水準書	—	第1章5	12	遵守すべき法令等	【要綱・各種基準等】に記載のある各種仕様書に関しては、設計時点において最新年度版を採用することとし、工事段階においても設計時点で採用した年度の仕様書を採用するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	資料1	要求水準書	—	第2章2(2)	13	統括管理責任者について	維持管理・運営期間における統括管理責任者は、館長が兼務できるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	資料1	要求水準書	—	第2章(3)②	14	マネジメント計画書	文中の「管理計画書」とはマネジメント計画書と同義と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	資料1	要求水準書	—	第3章1(2)	17	参照すべき構想・計画等について	「西小千谷地区市街地まちづくりに関する提言書」も参照すべき計画等と考えてよろしいですか。	同提言書に基づき、「西小千谷地区市街地まちづくり基本計画」を策定しております。参考とすることについては問題ありません。
48	資料1	要求水準書	—	第3章2(2)	18	機能構成・規模	機能構成・規模の表の中に延べ面積3,700㎡以上、200㎡以上とありますが、当該面積は建築基準法上で定める床面積の算定に基づくものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	資料1	要求水準書	—	第3章2(2)	18	機能構成・規模	機能構成・規模の表の中の面積や数で「程度」と記載のあるものに関しては、常識的な範囲において事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	必要な機能・性能を満たす前提下、ご理解のとおりです。
50	資料1	要求水準書	—	第3章2(2)	19	屋根付き屋外広場について	屋根付き屋外広場とはどのような空間ですか？横からの雨や雪を防ぐ壁は許容されますか？屋外と連続した非空調の空間と考えてよろしいですか？	前段については許容されます。屋外と連続した非空調の空間とすることも可能です。
51	資料1	要求水準書	—	第3章2(2)	19	駐車場等	本町駐車場前の道路を自主的に6mに拡幅し駐車場入り口として道路とすることは可能でしょうか？	ご提案いただいても構いません。但し、実施にあたっては道路管理者である市（建設課）との協議が必要です。
52	資料1	要求水準書	—	第3章2(2)	19	駐車場設置台数	駐車台数算定の前提として、本町駐車場、坂下駐車場とも駐車場として使用する場合、現状の車庫レイアウトを踏襲できると考えてよろしいですか。	「現状の車庫レイアウト」が何を指すのか不明ですが、利用者の利便性に配慮した計画としてください。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
53	資料1	要求水準書	—	第3章2(3)②ウ	20	セキュリティレベルの考え方	様々なパターンのセキュリティレベルを可能となるようにとありますが、その区分は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。利用時間に関する要求水準及び提案との整合性を確保してください。
54	資料1	要求水準書	—	第3章2(3)③	20	サイン計画について	サイン計画の「積雪時の視認性」とはどのようなものですか？色彩以外に、例えば外部のサインが雪に埋もれたり(高さ)、雪の付着で見えなくなる(材質)ような工夫ですか？	そのような工夫も含まれます。具体的な内容についてはご提案ください。
55	資料1	要求水準書	—	第3章2(3)⑥	21	除雪について	従来の病院での除雪の手順・方法について敷地および国道291号沿いの隣地の実態をお示し下さい。駐車場は消雪で対応していましたが、8階建ての建物の屋上で最大積雪時の雪の処理も消雪であったのかなど、ご教示願います。	下記のとおりです。なお、「別紙7 事業予定地周辺設備インフラ」P.5の消雪エリアに関する「市道は配管されていない」という記載は誤りであり、修正版を別途公表します。 本町駐車場及び坂下駐車場→仮設ホース及び機械除雪 西口駐車場、正面玄関前→消雪パイプ及び機械除雪 市道→消雪パイプ及び機械除雪 建物屋上→基本的には通行人に危害が及ばないよう雪庇落として対応、落した雪は機械除雪にて処理 アーケード屋根上・歩道・国道291号路肩→人力により流雪溝へ投入
56	資料1	要求水準書	—	第3章2(3)⑥	21	除雪について	今回計画で、「雪下ろしは事業者負担」とありますが、構内に蓄雪された雪の構外への処分は、事業者負担になるのですか？小千谷市公営で雪を回収・廃棄するようなことは可能ですか？	事業者負担となります。冬期間中は市内に無料の雪捨て場が開設されますが、持ち込みに係る経費は自己負担となります。
57	資料1	要求水準書	—	第3章2(3)⑥	21	除雪について	国道291号沿いの歩道部分、および本町駐車場西側道路(市道二荒坂線)、南側道路(市道下夕町2号線)の除雪責任は小千谷市と考えてよろしいですか？	敷地に接している部分について国道291号沿いのアーケード及び歩道、市道下夕町2号線の除雪責任は、旧病院同様に事業者責任と考えます。アーケード維持管理費をご負担ください。また市道二荒坂線についても、近隣住民で組織する消雪組合に加入のうえ、組合員として除雪責任を負っていただきます。組合加入に必要な消雪施設維持管理負担金(消雪パイプ)についても事業者負担と考えます。
58	資料1	要求水準書	—	第3章2(6)②オ	24	直流電源装置	非常照明の直流電源装置とありますが、経済性・更新性に配慮し、電池一体型の非常照明としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
59	資料1	要求水準書	—	第3章2(6)②オ	24	直流電源装置	受変電設備の制御用電源として直流電源装置を設けるとありますが、自家発電設備を設置することにより一般電源の確保をすれば、自家発電設備の起動用の直流電源装置を設置することでよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
60	資料1	要求水準書	—	第3章2(6)②カ	24	自家用発電設備	自家用発電設備で昇降機に送電可能とするとありますが、停電時自動着床装置、停電時継続運転(約10分)装置付きのエレベーターとすればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書の記載を修正します。
61	資料1	要求水準書	—	第3章4.(2)①カ	30	アーケードの改修について	アーケードの改修を検討する場合は、事業者は事前に「本町商店街振興組合」との協議を行う。とございますが、事前の協議に貴市もご同席いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	同席は可能です。
62	資料1	要求水準書	—	第5章1(6)	37	災害対応等	災害対応に関しては、初動レベルの設定や業務外対応に関する費用負担の設定等、本項記載内容以上の具体定義が必要と考えます。災害対応につきましては、事業者決定後、貴市—事業者間で十分な協議を行い、両者合意のうえで、具体対応を定めるものと解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	資料1	要求水準書	—	第5章1(7)	37	光熱水費の負担について	要求水準書P.37では「維持管理・運営に係る光熱水費(電気、水道、ガス等)は事業者の負担」とされていますが、資料7「サービス対価の算出及び支払方法」P.4ではサービス対価Bの対象となる業務に「光熱水費相当額を含む」とされていますので市がご負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営に係る光熱水費(電気、水道、ガス等)は事業者の負担となります。
64	資料1	要求水準書	—	第5章1	37	四半期(3か月)維持管理業務報告書について	四半期(3か月)維持管理業務報告書は事前提出の各月維持管理業務報告書を集計したものと考えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	資料1	要求水準書	—	第5章1	37	四半期(3か月)維持管理業務報告書について	四半期(3か月)維持管理業務報告書の提出日は四半期終了した次の月のいつまでに提出しなければなりませんか、ご教示ください。	当該四半期が終了した翌月の10日頃を目途と想定しています。
66	資料1	要求水準書	—	第5章2	38	保守監理 業務	保守監理は保守管理との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。記載内容について修正します。
67	資料1	要求水準書	—	第5章2	38	定期点検、害虫等生息検査および駆除消毒	「害虫等生息検査および駆除消毒」は当該業務の内容からみて 6 環境衛生・清掃業務 の区分に含めてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
68	資料1	要求水準書	—	第5章3(4)	39	修繕・更新(補充)業務	「事業期間内における各種建築設備等の機能を維持するため・・・」とありますが、用語の定義に示される不可抗力により必要とされる修繕は事業契約書第80条3(2)に基づくものと理解してよろしいでしょうか。	不可抗力に係る協議及び追加費用の負担に関する規定については、同条同項に定めるとおりです。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
69	資料1	要求水準書	—	第5章3(4)	39	修繕・更新(補充)業務	適切な予防保全により、各種建築設備等の機能が維持されていれば、事業者の判断で様式14の長期修繕計画で提案するサイクルの延長等を行う事は可能と理解してよろしいでしょうか。	必要な機能・性能を満たす前提で、ご理解のとおりです。
70	資料1	要求水準書	—	第5章5(5)	43	外構の除雪作業	建物の積雪荷重の積雪量3mを超える想定外の豪雪による雪降ろしは、不可抗力として市の負担により行うという理解でよろしいでしょうか。	地域性等に鑑みて予見可能な積雪量は不可抗力とは見なしません。なお、不可抗力に起因する事項については、それぞれ事業契約書の規定によります。
71	資料1	要求水準書	—	第5章5(5)	43	除雪作業のエリアについて	『敷地に隣接するアーケード及び主要な通路等の除雪・排雪を行う。』との事ですが、除雪・排雪の範囲について、敷地外部分については、業務としては、含まないとの理解でよろしいでしょうか。	敷地に接している国道291号沿いの歩道、アーケード、路肩を含みます。市道についてはNo.57の回答をご参照ください。
72	資料1	要求水準書	—	第5章5(5)	43	協力内容について	貴市が主体となって実施する除雪作業への協力ですが、事業者として可能な範囲での協力との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	資料1	要求水準書	—	第5章5(5)	43	本市が主体となって実施する除雪作業にも適宜協力	「本市が主体となって実施する除雪作業にも適宜協力すること」とございますが、具体的にどの様な内容をお考えですか？(内容並びに作業範囲)	「本市が主体となって実施する除雪作業」とは、災害救助法及び新潟県災害救助条例が適用されるレベルの降雪時であり、主に駐車場等の機械除雪を想定しています。機械除雪では処理しきれず施設利用に支障がある箇所については、事業者が主体となって人力での除雪・排雪を行ってください。
74	資料1	要求水準書	—	第5章5(5)	43	施設利用に支障がないよう除雪・排雪を行う	除雪箇所の定義として「駐輪場」の明記がございますが、自転車が利用できない豪雪時は対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	資料1	要求水準書	—	第5章6(2)①	44	定期清掃(月単位)	定期清掃(月単位)とありますが、「建築保全業務共通仕様書」でも、部材や清掃方式により清掃周期は異なるので、事業者の提案によるものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
76	資料1	要求水準書	—	第5章6(2)⑤	44	ごみの搬出処分	ごみの搬出処分は一般廃棄物に限ると考えてよろしいでしょうか。	産業廃棄物を含め、事業に伴い発生したごみに関しては、事業者負担により適正に処分ください。
77	資料1	要求水準書	—	第6章1	47	項目の番号付けについて	【(3)想定される運営体制】の番号(3)は誤りで、【(4)想定される運営体制】と考えてよろしいでしょうか？それに伴って、以降の(4)(5)も(5)(6)でしょうか？	ご理解のとおりです。記載内容について修正します。
78	資料1	要求水準書	—	第6章1(3)	47	利用時間について	読書テラス及びカフェスペースの想定されている利用時間と休館日等をお示し下さい。	要求水準書の記載を踏まえてご提案ください。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
79	資料1	要求水準書	—	第4章2(1) 第6章1(3)	47	市民協働・企画に関する業務について	旧小千谷総合病院の暫定活用の際の市民参加を踏まえ、市民とのワークショップの対象となる市民の組織づくりに関して、「西小千谷地区市街地まちづくり基本計画検討委員会」などの活動内容を引き継ぐと考えてよろしいでしょうか。	市民とのワークショップ等に関しては、本事業において整備する施設の活用等について幅広く市民のアイデアや工夫を引き出し、反映していくことを目指して行うものであり、過去の活動内容を参考にしますが、直接的に活動内容を引き継ぐものではありません。
80	資料1	要求水準書	—	第6章1(3)②	48	人材に求める資質・条件等について	司書資格と学芸員資格の2つとも保有するスタッフがいる場合、資格保有者の配置条件のいずれにもカウントされると理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	資料1	要求水準書	—	第6章2(1)④	49	関連機関との連携	「地区公民館等図書室の資料調達や配本を行うこと」とありますが、一方で実施方針等に関する質問の回答(要求水準書(案)に対するNo.86)では「貸出図書 of 選書、配送、配架について事業者が行うことを想定」との回答でした。地区公民館等図書室の資料購入も事業者が担当し、その費用は要求水準書別紙14「蔵書計画等に関する考え方」2(3)①に示された「約950万円/年」に含まれると理解してよいでしょうか。また、各館の購入内訳はどのようになりますか。	資料購入の範囲については、ご理解のとおりです。現在、地区公民館等図書室への配本図書については、専用に購入するのではなく、本館図書から選書し入替を行っています。
82	資料1	要求水準書	—	第6章2(1)④	49	関連機関との連携	公的な関連機関への広報物等の配布や少量の配本等については、市の庁内便を使用できると理解してよろしいでしょうか。	市の庁内便(文書連絡)の範囲で利用することは可能と考えます。
83	資料1	要求水準書	—	第6章2(1)④	49	関連機関との連携について	『ふるさと学習』の内容がわかる資料があればご教示ください。	当市が学校教育の指針として全市的に取り組む「おちやっ子教育プラン」(下記URL)をご参照ください。 https://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/gakko/ojiyakko.html また、小千谷小学校のホームページでは、学校だよりの中で活動の様子が紹介されていますので併せてご参照ください。
84	資料1	要求水準書	—	第6章2(3)①	51	利用登録要件	「現行の利用登録要件を想定しているが、今後拡大の可能性はある」とのことですが、拡大した場合に係る経費は市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	現行サービス対価の中に含まれるものとします。但し、著しい状況変動による場合は協議によるものとします。
85	資料1	要求水準書	—	第6章2(3)②	51	資料収集方針、資料選定基準	本業務の基準とされる別紙18について、視聴覚資料の媒体等、昨今の流通資料の実態とそぐわないと思われる点については、今後協議の上、変更される余地があると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	資料1	要求水準書	—	第6章2(3)②	51	資料収集方針、資料選定基準、廃棄基準	「本施設の供用開始までの期間において変更となる可能性がある」とのことですが、変更となったことにより経費が増加した場合、増加分は市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	現行サービス対価の中に含まれるものとします。但し、著しい状況変動による場合は協議によるものとします。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
87	資料1	要求水準書	—	第6章2(4)②	51	常設展示の展示内容について	常設展示の内容等の検討にあたり、開館準備期間から、西協順三郎に関するものを含む市の郷土資料に関する資料や情報等を市よりご提供いただけると理解してよいでしょうか。また、実地での調査等を行う場合、関係する相手方との交渉等について市よりご協力いただけると理解してよいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については可能な限り協力します。
88	資料1	要求水準書	—	第6章2(5)③	52	屋外広場運営	災害時に緊急的な避難場所として運営する際の役割分担等については、別途定めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	資料1	要求水準書	—	第7章2	54	飲食物を持参された市民の方への対応	カフェスペースにおいて、混雑時の飲食物を持参された市民の方への対応として、独立採算ですので、一部を制限する事も可能との理解でよろしいでしょうか。	カフェ利用者のみが利用できる客席等の空間を使用料の算定対象として民間収益事業のために専有されているものとする事は可能です。
90	資料1	要求水準書	—	第7章2	54	カフェスペース運営業務の要求水準について	カフェスペースの営業日は事業者の提案と理解してよいでしょうか。	要求水準書の記載を踏まえてご提案ください。
91	資料1	要求水準書	—	—	—	リスク分担	貴市と事業者における維持管理・運営上でのリスク分担が記載された表をご提示ください。	「資料5 事業契約書(案)」をご参照ください。
92	資料1	要求水準書	別紙2 事業予定地測量図	—	—	事業予定地測量図等	坂下駐車場のエレベーター及び車庫は現存しないとの記載がありますが、基礎等の構築物も無いものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	資料1	要求水準書	別紙2 事業予定地測量図	—	—	雨水排水について	国道291号線及び市道下夕町2号線、市道二荒坂線には、事業対象敷地に沿って側溝があるように読めますが、各側溝に敷地内の雨水の放流は可能と考えてよろしいでしょうか。また、放流可能な位置の分かる資料をご提示いただけますでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については所持しておりません。
94	資料1	要求水準書	別紙2 事業予定地測量図	—	—	取得予定地について	取得予定地の境界杭等の位置の分かる資料をご提示ください。	「別紙2 事業予定地測量図等」のとおりです。
95	資料1	要求水準書	別紙2 事業予定地測量図	—	—	図面データについて	別紙2にありますが各種測量図等の図面データ(CAD図)の貸与をお願いします。	所持しておりません。
96	資料1	要求水準書	別紙2 事業予定地測量図	—	—	事業予定地測量図等	測量図には地番387及び501-1が含まれていますが、工事対象外という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	資料1	要求水準書	別紙2 事業予定地測量図	—	—	敷地高低差について	敷地及び道路の高低測量図をいただけないでしょうか。	「別紙3 解体工事概要」の「外構図(解体後)」をご参照ください。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
98	資料1	要求水準書	別紙3 解体工事概要	—	—	残置物について	「玄関前で、改修後も舗装及び構築物を残す範囲」内の既存防火水槽(大)、門及び花壇、玄関仮設融雪配管等、一部残置する構造物がありますが、残置しなくてはならない理由があるのでしょうか。また、本事業で撤去可能な場合、機能維持を前提として貴市の負担で撤去していただくことは可能でしょうか。	既存防火水槽(大)については、地域の消防水利を兼ねているため残置しますが、その他(門及び花壇、玄関仮設融雪配管等)については基本的に撤去します。
99	資料1	要求水準書	別紙3 解体工事概要	—	—	残置物について	上記既存防火水槽(大)の仕様(構造、耐荷重等)や設置レベル等が分かる図面をご提示ください。	所持しておりません。
100	資料1	要求水準書	別紙3 解体工事概要	—	—	解体範囲について	外構図(解体後)に記載されている隣地境界には部分的に塀、擁壁等が設けられているように読めますが、今回工事の際に解体・撤去出来ると考えてよろしいでしょうか。	塀、擁壁等については撤去としますが、基礎等の埋設部分については、隣接者立会いのもと、不要であれば撤去します。
101	資料1	要求水準書	別紙3 解体工事概要	—	—	解体範囲について	上記と合わせ、解体図に示されている以外のもので、地中埋設物等の残置物が出てきた場合は、協議の上、貴市の負担で撤去するものとしてよろしいでしょうか。	地中埋設物等の取り扱いについては、「資料5 事業契約書(案)」第21条各項の規定によります。
102	資料1	要求水準書	別紙3 解体工事概要	—	—	解体範囲について	解体工事において、上下水道、電力等の引込は廃止・撤去されていると考えてよろしいでしょうか。また改めて上下水道、電力の引き込みを行う際の負担金についてはどのようにお考えでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段についてはガス及び上下水道は市(ガス水道局)と協議を行ってください。電力は供給業者にご確認ください。
103	資料1	要求水準書	別紙3 解体工事概要	—	—	既存放水路点検用マンホールについて	「外構図(解体後)」図中にある既存放水路点検用マンホールの位置、大きさ、仕様、標高をご教示ください。	仕様等は把握しておりません。
104	資料1	要求水準書	別紙3 解体工事概要	—	—	解体工事について	旧小千谷総合病院解体工事計画書の配置図に示されているB-B'切断位置の断面図もしくは、旧小千谷総合病院解体工事:外構図(解体後)に記載されている「東棟B1FL以下の残置部分」の形状・寸法等の仕様の分かる資料をご提示ください。	追加で公表する「別紙23 残置地下平面図・断面図」をご参照ください。
105	資料1	要求水準書	別紙3 解体工事概要	—	—	解体工事について	根切断面図の各図面名称のC-C'・D-D'・A-A'・B-B'について、旧小千谷総合病院解体工事計画書の配置図に示されている断面記号とは無関係であるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	資料1	要求水準書	別紙3 解体工事概要	—	—	解体工事について	上記の場合旧小千谷総合病院解体工事計画書の配置図に示されている断面記号位置の断面図をご提示ください。	追加で公表する「別紙24 躯体残置断面図」をご参照ください。
107	資料1	要求水準書	別紙3 解体工事概要	—	—	既存残置躯体について	既存残置躯体図(平面図)及びA断面～E断面(D断面以外)をいただけないでしょうか。	追加で公表する「別紙24 躯体残置断面図」をご参照ください。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
108	資料1	要求水準書	別紙3 解体工事概要	—	—	既存残置躯体について	既存残置躯体の外周部でRC躯体はすべて残すと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
109	資料1	要求水準書	別紙3 解体工事概要	—	—	解体工事について	13通り「D-D'」断面図の右側に記載されている断面図について、切断位置をご提示ください。	追加で公表する「別紙24 躯体残置断面図」をご参照ください。
110	資料1	要求水準書	別紙3 解体工事概要	—	—	既存放水路点検用マンホール	別紙3 解体工事概要 図面番号:意匠88/92に「既存放水路点検用マンホールは残す」とございますが、冬季間の除雪作業に「既存 茶郷川第二放水路(ずい道)」を利用してもよろしいでしょうか？	所管する市(建設課)と協議が必要です。
111	資料1	要求水準書	別紙4 放水路図面	—	—	放水路について	放水路はどちらの所管になりますでしょうか。また、当該放水路上部に構造物を設置する場合は協議が必要になりますでしょうか。	前段についてはNo.110の回答をご参照ください。後段については協議が必要です。
112	資料1	要求水準書	別紙4 放水路図面	—	—	マンホールについて	断面図中に「現状マンホールレベル」と記載がありますが、当該マンホールは別紙3「外構図(解体後)」中の既存放水路点検用マンホールと同じでしょうか。異なる場合は、当該マンホールの標高、平面位置をご教示ください。	同じです。
113	資料1	要求水準書	別紙6 土壌汚染調査結果	—	1～6	土壌汚染調査について	土壌汚染の調査は実施済みで、今後特に対策工事等は発生しないものと考えてよろしいでしょうか。	「別紙6 土壌汚染調査結果」をご参照ください。
114	資料1	要求水準書	別紙7 事業予定地周辺設備インフラ	—	—	融雪井戸について	前回の質疑回答において、坂下井戸の能力が低下しているとの回答がありました。井戸能力低下の状況をお教えてください。場合によっては改修・補修等が必要になりますでしょうか。	井戸水に砂が混じるようになってきていることから、井戸ケーシングの損傷が考えられます。使用不可となった場合、損傷部のケーシング単体での交換は困難なことから、新規井戸の掘削が必要と考えます。
115	資料1	要求水準書	別紙7 事業予定地周辺設備インフラ	—	—	融雪井戸について	同じく前回質疑回答において、坂下井戸以外の敷地において事業者の負担により追加で1本さく井が必要とありますが、想定される場所をお教えてください。	施設配置が未定であることから想定はできません。
116	資料1	要求水準書	別紙7 事業予定地周辺設備インフラ	—	—	各井戸について	既設消雪井戸(坂下・西口)は継続利用可能と考えてよろしいでしょうか。又、各井戸の揚水量を御教授願います。	前段については継続利用は可能ですが、今後どれだけの期間使用できるかは不明です。後段については揚水量データを所持しておりません。
117	資料1	要求水準書	別紙7 事業予定地周辺設備インフラ	—	—	融雪井戸について	現在本町駐車場エリアにおきまして、融雪関係の設備があるように思われますが、設備の詳細について資料の提示をお願いします。またその設備は継続利用が可能と考えてよろしいでしょうか。	前段については仮設ホースにて使用しており、詳細資料は所持しておりません。後段については仮設設備につき、継続利用は不可とお考えください。
118	資料1	要求水準書	別紙8 本町アーケード図面	—	—	アーケード設置範囲	交差する道路以外にもアーケードの設置がされていない場所があります。その理由をご教示願います。	旧病院正面玄関前部分にはアーケードがありません。理由は不明ですが、正面玄関前はタクシー乗降口や緊急車両の出入口等としても利用されていました。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
119	資料1	要求水準書	別紙8 本町アーケード図面	—	—	アーケード高さについて	基本的な天井高さは3mと考えてよろしいですか。緊急車両が入るなどの例外がある場合、高さを大きくすることも可能ですか。	前段については「別紙8 本町アーケード図面」をご参照ください。後段についてはアーケードの改修を検討する場合、事前に「本町商店街振興組合」との協議を要します。
120	資料1	要求水準書	別紙8 本町アーケード図面	—	—	アーケード屋根の除雪について	アーケードの屋根上部の除雪はある高さを超えた場合雪下ろしをして対応していますか。あるいは井水を使用した消雪を併用していますか。	雪下ろしで対応しています。下ろした雪は流雪溝に排雪することから、商店街担当者で連絡を取りながら、流雪溝を流すタイミングで実施ください。
121	資料1	要求水準書	別紙10 設計業務成果品一覧	—	1	設計業務成果品について	基本設計業務完了時の成果物としてパース図がありますが、外観1カット、内観2カット程度と考えてよろしいでしょうか。	外観2カット以上、内観は3カット以上(各主要施設)でお願いします。
122	資料1	要求水準書	別紙12 必要機能・規模等	図書館	1	必要機能・規模等について	開架・閲覧において「別紙14 蔵書計画に関する考え方」に記載した蔵書冊数等が収蔵可能とありますが、貸出している資料・書籍等の割合を引いた冊数を収蔵できる計画とすると考えてよろしいでしょうか。	貸出している資料・書籍等の割合を足した冊数を収納できる計画としてください。なお、蔵書冊数については、年間受入図書数を5,000冊、年間廃棄冊数を3,000冊と想定し、年間の増加冊数を2,000冊と想定しています。
123	資料1	要求水準書	別紙12 必要機能・規模等	(仮称)郷土資料館	2	保存・展示準備について	「保存・展示準備」に「恒温恒湿の状態でも管理できる空調設備」とありますが、「22℃(±2℃)・55%(±10%)」と考えてよろしいでしょうか。	「22℃(±2℃)・55%(±5%)」を想定しています。
124	資料1	要求水準書	別紙12 必要機能・規模等	(仮称)郷土資料館	2	必要機能について	「保存・展示準備」以外に恒温恒湿等の特殊な空気環境を要する室は御座いますでしょうか。	特に想定しておりません。
125	資料1	要求水準書	別紙12 必要機能・規模等	(仮称)郷土資料館	2	全体	デジタルサイネージの設置場所は、その他機能との共用とすることも踏まえ、郷土資料館に限定せず施設全体の中で最適と考える場所を提案してよろしいでしょうか。	最適と考える場所を提案して頂いてかまいませんが、郷土資料等に関する情報を適切に提供することが前提となります。
126	資料1	要求水準書	別紙12 必要機能・規模等	(仮称)郷土資料館	2	規模・内容等	「文化財保護法第27条に基づき指定される重要文化財等の展示ができる施設とする。」とありますが、具体的に市でお考えの展示物がありましたらご教示ください。	国指定重要有形文化財「愛染明王坐像」を想定しています。
127	資料1	要求水準書	別紙12 必要機能・規模等	(仮称)郷土資料館	2	規模・内容等	重要文化財の借り入れに際し、文化庁への申請が必要となりますが、申請主体は、小千谷市様の担当になりますでしょうか？	申請主体は事業者になります。
128	資料1	要求水準書	別紙12 必要機能・規模等	(仮称)郷土資料館	2	(仮称)郷土資料館	各収蔵物、文化財について温湿度条件等展示方法の指示等があればご教示ください。	展示ケース内及び収蔵庫は、温湿度を22℃(±2℃)・55%(±5%)に保ち、耐火・耐震性、防火・防犯体制、IPMについて配慮してください。展示の方法については、ご提案ください。なお、露出展示を行う場合には展示室の環境についても十分配慮してください。
129	資料1	要求水準書	別紙12 必要機能・規模等	(仮称)郷土資料館	2	(仮称)郷土資料館	郷土資料館において博物館法及び文化財保護法以外で順守する規定などがあればご教示ください。	要求水準書に記載のとおりです。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名	別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
130	資料1 要求水準書	別紙12 必要機能・規模等	屋内広場	3	大型遊具	ここで示されている遊具類は例示であり、内容は提案によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	資料1 要求水準書	別紙12 必要機能・規模等	屋内広場	3	屋内広場	「小学生高学年までを対象に・巨大ネット遊具や巨大滑り台・体を動かしてダイナミックな遊びが可能な施設・設備を整備する」と記載がありますが、これらの大型遊具の整備は貴市が整備されるという理解でよろしいでしょうか。	遊具の設置は要求水準に含むものであり、事業者負担となります。
132	資料1 要求水準書	別紙12 必要機能・規模等	市民活動推進機能	4	必要機能・規模等について	個人学習は図書館エリアに付随する計画としてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
133	資料1 要求水準書	別紙12 必要機能・規模等	屋外テラス	5	越後三山への眺望	読書テラスから越後三山の眺望を確保する前提とのことですが、既存病院の全フロアから越後三山を望むことができていると考えてよろしいですか。	既存病院の2階部分の一部からは越後三山をみることができます。
134	資料1 要求水準書	別紙12 必要機能・規模等	外構・駐車場等	5	必要機能・規模	施設利用者用駐輪場(耐雪3m屋根、転倒防止ラック付)を50台分程度設置するとありますが、バイクの駐車は想定しておりますでしょうか。	施設の利便性及び駐輪場の必要性を想定のうえご提案ください。
135	資料1 要求水準書	別紙12 必要機能・規模等	外構・駐車場等	5	必要機能・規模	バイクの駐車を想定している場合は何台程度になりますでしょうか。また、「施設利用者用駐輪場(耐雪3m屋根、転倒防止ラック付)を50台分程度」の台数の中に含むという考えでよろしいでしょうか。	施設の利便性及び駐輪場の必要性を想定のうえご提案ください。
136	資料1 要求水準書	別紙13 什器・備品等リスト	—	—	留意点	什器・備品等リストの内容は例示であり、事業者の提案内容に応じて必要な什器・備品を追加及び削除を行ってよいと理解してよろしいでしょうか。	必要な機能・性能を満たす前提で、ご理解のとおりです。
137	資料1 要求水準書	別紙13 什器・備品等リスト	図書館	2	造り付け棚	「造り付け棚」ではないご提案は可能でしょうか。	必要な機能・性能を満たす前提で、ご理解のとおりです。
138	資料1 要求水準書	別紙13 什器・備品等リスト	図書館	2	ノートPC・タブレット型端末について	40台としている理由をご教示ください。また、他事例での実績等を鑑みた上で減数を提案することは可能でしょうか。	他施設での利用状況を踏まえ設定しております。減数を提案することは可能ですが、必要な機能・性能を満たす前提での提案としてください。
139	資料1 要求水準書	別紙13 什器・備品等リスト	図書館	2	昇降ラックリフター	「昇降ラックリフター」を使用しないご提案は可能でしょうか。	必要な機能・性能を満たす前提で、ご理解のとおりです。
140	資料1 要求水準書	別紙13 什器・備品等リスト	(仮称)郷土資料館	3	展示ケース	壁付きのエアタイト式展示ケースを設置する場合、備品ではなく、建築工事の一部として整備してもよいでしょうか。	ご提案いただいて構いません。
141	資料1 要求水準書	別紙13 什器・備品等リスト	屋内広場	4	屋内広場	「※大型遊具(および付属品)は除く」と記載がありますが、屋内広場の表にある「内容」欄記載の備品だけを、事業者で設置するとの理解でよろしいでしょうか。	大型遊具については「別紙12 必要機能・規模等」において要求しています。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
142	資料1	要求水準書	別紙13 什器・備品等リスト	スタジオ・多目的室	4	備品の共用等について	各諸室で挙げられているうち共通の備品(スタッキングチェア、テーブル、キーボード、譜面台等)について、共用等の合理的な運用を念頭に減数することは可能でしょうか。	必要な機能・性能を満たす前提で、ご理解のとおりです。
143	資料1	要求水準書	別紙13 什器・備品等リスト	スタジオ・多目的室	4	多目的室	高所作業車・ローリングタワーが記載されていますが、提案の内容に沿った備品を揃えればよいとの理解でよいでしょうか。	必要な機能・性能を満たす前提で、ご理解のとおりです。
144	資料1	要求水準書	別紙13 什器・備品等リスト	市民活動	5	カフェスペース	カフェの運営を自販機型のみで行う場合、厨房機器、流し、冷蔵庫、レジ等、店舗運営にのみ必要と考えられる什器・備品の整備は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	資料1	要求水準書	別紙13 什器・備品等リスト	市民活動	5	什器・備品リストについて	什器・備品リストにおいて、カフェスペース欄に厨房機器等の記載がありますが、別紙12 必要機能・規模等により、カフェスペースに関しては事業者提案の設備を計画するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	資料1	要求水準書	別紙13 什器・備品等リスト	屋外広場	6	音響設備、吊り物パトン、移動用電源について	これらの設備・機器の要否およびグレードは、応募者の想定する企画・催事に合わせて提案するものと理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	資料1	要求水準書	別紙13 什器・備品等リスト	屋外広場	6	パラソルについて	直射日光を避けられる空間が同等程度確保できれば、建築の造作等により代替可能と理解してよいでしょうか。	必要な機能・性能を満たす前提で、ご理解のとおりです。
148	資料1	要求水準書	別紙13 什器・備品等リスト	図書館	6	既存図書館から移転する什器・備品等	新潟日報フィルム用のデジタルフィルムスキャナーも移転する什器・備品に含まれますでしょうか。含まれる場合、その仕様をお示しください。	現行のフィルムスキャナーはリースで対応しているため、什器・備品リストには含まれておりません。引き続き利用できるよう機器の用意をお願いします。なお、現行リース機器は、コニカミノルタフィルムスキャナーSL1000になります。マイクロフィルムについては約720点を既存図書館から新施設へ移管予定です。
149	資料1	要求水準書	別紙14 蔵書計画等に関する考え方	—	1～2	蔵書計画等に関する考え方について	蔵書計画において、大型本、大型絵本の冊数をご提示ください。	現時点では、大型絵本:約70冊、大型紙芝居:約15冊を既存図書館から移管する予定です。
150	資料1	要求水準書	別紙14 蔵書計画等に関する考え方	1	1	未整理の資料(寄贈図書)	約5,000冊の内訳(リストなど)をお示しいただけますでしょうか。	未整理資料のため、内訳等はありません。今後必要に応じてリストの整備・提供等を行います。
151	資料1	要求水準書	別紙14 蔵書計画等に関する考え方	2(1)	2	開架・閉架の冊数について	配架等の考え方(案)に(開架約7万冊、閉架約3万冊)とありますが、「閉架」3万冊との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。記載内容について修正します。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名	別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
152	資料1 要求水準書	別紙14 蔵書計画等に関する考え方	2(1)	2	蔵書数について	分類表の配置等の考え方(案)に、「開架約7万冊、開架約3万冊」と記載されていますが、「開架約7万冊、開架約3万冊」と考えてよろしいでしょうか。	No.151の回答をご参照ください。
153	資料1 要求水準書	別紙14 蔵書計画等に関する考え方	2(1)	2	新聞縮小版	「日報のデータベース」とは、新潟日報のデータベースでしょうか。現在の契約金額をお示しください。	ご理解のとおりです。平成30年度の契約金額は、129,600円(税込)です。
154	資料1 要求水準書	別紙14 蔵書計画等に関する考え方	2(1)	2	視聴覚資料について	新図書館に移管する視聴覚資料の媒体の内訳をご教示ください。	現時点では、映像資料(DVD等)約470点、音声資料(CD等)約30点を想定しています。
155	資料1 要求水準書	別紙14 蔵書計画等に関する考え方	2(1)	2	未整理の資料について	未整理の資料(寄贈図書)について、新図書館における取扱方針をご教示ください。また、既存の寄贈図書の取扱等について寄贈元との交渉等が発生した場合、市にご対応いただけると理解してよいでしょうか。	前段については、現時点では「別紙18 小千谷市立図書館資料収集方針及び資料選定基準」を踏まえ、市と協議のうえ整理を行ってください。後段については、ご理解のとおりです。
156	資料1 要求水準書	別紙14 蔵書計画等に関する考え方	2(1)	3	ICタグ	図書装備仕様、並びにICタグ仕様につきましては、事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	必要な機能・性能を満たす前提で、ご理解のとおりです。
157	資料1 要求水準書	別紙15 図書情報システム及びICタグについて	1	1	図書館システムへのデータ取込処理について	その他の施設でオフラインシステムにより貸出を行った際の、図書館システムへのデータ取込処理の作業内容をご教示ください。また、新図書館の図書館システム稼働後に当該処理を引き続き行う場合、市と事業者のどちらが行うこととなりますか。	以下のとおり想定しています。 1.各施設職員が当該施設の貸出データをメールにて新施設(本館)へ送る。 2.送られてきたデータを事業者が新施設(本館)の図書館システムへ取り込みを行う。
158	資料1 要求水準書	別紙15 図書情報システム及びICタグについて	2(1)	2	システムの提案	「インターネット貸出」とは、インターネットによる予約受付と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	資料1 要求水準書	別紙15 図書情報システム及びICタグについて	2(1)	2	システムの提案	「利用者向けのフリーWi-Fiを整備すること」とありますが、建築工事に含めた方がコスト低減が図れる等のメリットがある場合、図書情報システム整備費に含めず建築工事で行う提案は可能でしょうか。	可能です。
160	資料1 要求水準書	別紙15 図書情報システム及びICタグについて	2(1)	2	システムのオンライン接続について	現状提供しているサービスの内容に準じたサービス提供を構築するに当たり、勤労青少年ホーム及び片貝総合センターのシステム関連機器は、別途貴市が調達されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者負担により調達ください。
161	資料1 要求水準書	別紙15 図書情報システム及びICタグについて	2(1)	2	システムの提案	市立図書館以外の勤労青少年ホーム等6箇所において、現在提供しているサービスの内容をお示しください。	・利用者登録の受付及びカードの発行(仮状態で発行し、本館でデータを入力する) ・図書の貸出返却 ・資料の検索(勤労青少年ホーム、片貝総合センターのみ) ・予約、リクエストの受付、取次ぎ
162	資料1 要求水準書	別紙15 図書情報システム及びICタグについて	2(1)	2	システムの提案	ネットワークは可能な限り無線により構築することとございますが、セキュリティや通信速度を考慮しますと有線が望ましいと考えますが、如何でしょうか。	「可能な限り」としているとおり、有線ネットワークがより効率的・効果的と考えられる箇所についてはご提案ください。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
163	資料1	要求水準書	別紙15 図書情報システム及びICタグについて	3	4	ICタグ貼付範囲	「現時点での想定であり、今後変動する」とありますが、変動によりコストが増加した場合、増加分は市の負担という理解でよろしいでしょうか。	現行サービス対価の中に含まれるものとします。但し、著しい状況変動による場合は協議によるものとします。
164	資料1	要求水準書	別紙16 既存 図書館における活動・イベント等	—	1	ブックスタート事業	ブックスタート事業において、配布する絵本購入費用は資料費に含まれると考えてよろしいでしょうか。また、実績をお示しください。	前段についてはご理解のとおりです。後段については一部修正して再公表する「別紙16 既存図書館における活動・イベント等」をご参照ください。
165	資料1	要求水準書	別紙16 既存 図書館における活動・イベント等	—	1～3	既存図書館における活動・イベント等について	各種活動・イベントに関し、それぞれの参加されている人数が解りましたらお教えください。	一部修正して再公表する「別紙16 既存図書館における活動・イベント等」をご参照ください。
166	資料1	要求水準書	別紙16 既存 図書館における活動・イベント等	—	1	活動・イベント等の事業費実績について	既存図書館における活動・イベント等の各々の事業について、事業費支出の実績をお示しください。	No.165の回答をご参照ください。
167	資料1	要求水準書	別紙20（仮称）郷土資料館における資料等について	2(2)	2	資料等について	「国指定」と記載のある「木造愛染明王坐像」は重要文化財でしょうか。また、別紙20に記載のものを含め、本施設に関連する資料のうち、他に重要文化財に指定されている資料はありますか。	「木造愛染明王坐像」は国指定重要有形文化財になります。市内におけるその他の国指定文化財は、国指定重要有形文化財「魚沼神社阿弥陀堂」、国指定重要無形文化財「小千谷縮・越後上布」、国指定重要無形民俗文化財「牛の角突き」、国指定特別天然記念物「カモシカ」があります。
168	資料1	要求水準書	別紙20（仮称）郷土資料館における資料等について	2(1)	2,3	郷土資料館における資料等について	資料等の現状の展示の方法及び収蔵方法を具体的にお示しいただけますでしょうか。また、本施設での展示の方法及び収蔵の方法を具体的にお示しいただけますでしょうか。	【現状】湿度・温度管理はなく、展示ケース内にて展示しています。展示照明については、紫外線が発生しないものを使用しています。収蔵庫では、24時間温湿度管理を行い、22℃(±2℃)・55%(±5%)を保っています。また、定期的に収蔵庫の燻蒸処理を行っています。【本施設】展示ケース内及び収蔵庫は、温湿度を22℃(±2℃)・55%(±5%)に保ち、耐火・耐震性、防火・防犯体制、IPMについて配慮してください。展示の方法については、ご提案ください。なお、露出展示を行う場合には展示室の環境についても十分配慮してください。
169	資料1	要求水準書	別紙20（仮称）郷土資料館における資料等について	2(1)	3	本施設内に常設もしくは収蔵する文化財	「今後新たな資料が追加となる可能性がある」とありますが、追加によりコストが増加した場合、増加分は市の負担という理解でよろしいでしょうか。	現行サービス対価の中に含まれるものとします。但し、著しい状況変動による場合は協議によるものとします。
170	資料1	要求水準書	別紙20（仮称）郷土資料館における資料等について	3(1)	5	近代資料(古書)について	近代資料 古書5点(600ページ)について、資料内容によってご提案できる内容が変わるため、タイトルがわかればご教示ください。	タイトルが分かっている資料は、昭和4年発行『小千谷案内』になります。その他の資料は検討中です。
171	資料1	要求水準書	別紙20（仮称）郷土資料館における資料等について	3(1)	5	デジタル化	対象数量について「今後変更の可能性はある」とありますが、変更によりコストが増加した場合、増加分は市の負担という理解でよろしいでしょうか。	現行サービス対価の中に含まれるものとします。但し、著しい状況変動による場合は協議によるものとします。
172	資料1	要求水準書	別紙20（仮称）郷土資料館における資料等について	3(1)	5	デジタル化	運搬／移送による資料汚破損のリスクを減じたく、現地でのデジタル化作業を希望いたします。作業にあたり、作業箇所の提供は可能でしょうか。	作業室の提供を予定しています。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
173	資料1	要求水準書	別紙20 (仮称)郷土資料館における資料等について	3(1)	5	デジタル化	作業費用の積算にあたり、記載いただいた資料のサイズ等の規格情報をお示ください。	現在集計中であるため、詳細はお示しできません。今後必要に応じて資料の整備・提供等を行います。
174	資料1	要求水準書	別紙20 (仮称)郷土資料館における資料等について	3(2)	6	デジタル化の条件について	「データの解像度はA3相当で600dpi以上」とあります。300dpi程度が高精細画像の標準と考えられますが、費用に大きく関わるため、今回きわめて解像度を高くする(通常の4倍になります)理由について教えてください。	一部を300dpiとする提案も可としますが、市が必要と認めるものについては、600dpi以上とします。
175	資料1	要求水準書	別紙21 施設の貸出 条件	2(1)	1	利用受付・予約管理業務	市が導入している「公共施設予約システム」を活用するとありますが、予約システムに係る経費は事業者は負担しなくてよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	資料1	要求水準書	別紙21 施設の貸出 条件	2(1)	1	利用受付・予約管理業務	諸室の貸出における優先的な利用について、具体的な基準をお示ください。	現在は、公共施設予約システム(ネット予約)の利用要件を、個人登録の場合は18才以上(高校生は除く)で市内に住所がある方、団体登録の場合は代表者が年齢・住所要件を満たしている団体とする優先条件があります。
177	資料1	要求水準書	別紙22 民間 収益事業に関する条件	3	1	本施設の使用許可	自販機を設置し、飲み物を提供する場合(専用のカフェスペースは設けない)、自販機を置くスペースの使用許可を受け、当該部分の使用料を支払うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	資料1	要求水準書	別紙22 民間 収益事業に関する条件	—	2	民間事業者、民間収益事業者について	民間事業者と民間収益事業者と二つの言葉が使われていますが、同義と考えてよろしいですか。	ここでは、応募者グループを構成する者のうち、民間収益事業に関する業務を行う者を「民間収益事業者」と呼んでいます。
179	資料1	要求水準書	別紙22 民間 収益事業に関する条件	4	2	事業期間と貸付期間について	「…貸付対象期間(施設の建設、解体に係る期間を含む)は、事業用定期借地権が設定可能な10年以上50年未満とし、詳細は民間事業者の提案によるものとする。」とありますが、事業期間を超えての定期借地契約が可能との理解でよろしいですか。	原則として借地期間は事業期間を越えないものとします。
180	資料1	要求水準書	別紙22 民間 収益事業に関する条件	4	2	事業期間と貸付期間について	前問が可の場合、事業期間終了後の賃借人名義はどのようになりますか。	No.179の回答をご参照ください。
181	資料1	要求水準書	別紙22 民間 収益事業に関する条件	4	2	借地料の減免等について	「…貸付対象期間(施設の建設、解体に係る期間を含む)は…」とありますが、設計建設期間中の借地料については減免又は減額をお願いできませんでしょうか。	借地料の減免等は想定していません。
182	資料1	要求水準書	別紙22 民間 収益事業に関する条件	5	2	貸付期間の延長について	「定期借地権設定契約の期間は、事業期間内において設定するものとし…」との記載がありますが、事業期間終了前協議において、事業者が貸付期間延長を希望した時は、提案書に基づく民間収益事業を継続する等、延長を妨げる特段の理由がない場合は貸付期間の延長を原則認めるとの対応を頂けませんでしょうか。	原則として借地期間は事業期間を越えないものとします。但し、市と民間収益事業者が別途合意した場合は除きます。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
183	資料1	要求水準書	別紙22 民間 収益事業に関する条件	6	3	民間収益事業の終了	「本施設の開館後3年間は提案書に基づく民間収益事業を放棄してはならない」と記載がありますが、著しい収益環境の悪化など、事業継続が実質的に困難な場合は、内容の見直しや事業者の交代等の協議に応じていただけますでしょうか。	開館後3年間は提案書に基づく民間収益事業を放棄しないことを求めます。
184	資料1	要求水準書	別紙22 民間 収益事業に関する条件	6	3	民間収益事業の終了について	事業者が、民間収益事業の経営悪化などにより、市の承諾をえてやむをえず終了する場合は、違約金は発生しないものとの理解でよろしいでしょうか。	違約金については、「資料5 事業契約書(案)」の規定に従うものとします。
185	資料2	事業者選定基準	—	地域への貢献	5	地元への配慮について	工事期間中の資材や物品等の調達に関して、市内企業からの関心表明書等の提出が必要ですか。	市内企業からの関心表明書等は必須ではありませんが、提案内容の具体性や実現性を確認できるものとして評価します。
186	資料3	様式集	—	—	—	資料の添付について	「添付資料」の指定がある様式以外の様式にも任意の添付資料を添付することは可能との理解でよろしいでしょうか。	任意で資料を添付することは可能ですが、評価の対象とはなりません。
187	資料3	様式集	—	—	—	提案書の文字の指定について	各様式の文字の大きさや書体は応募者の任意という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、読みづらくならないようご留意ください。
188	資料3	様式集	—	—	—	提案書の応募者名の記載などについて	「提案書」表紙に、正本と副本の記載がありますが、正と副の違いについて以下の考え方でよろしいかご教示ください。 ①正は入札参加企業名を記載し、副は代表A、構成員Bなどの呼称に置き換える(この場合は2つの提案書データとなります)。 ②正も副も入札参加資格確認申請をした企業名は記載せず代表A、構成員Bなどの呼称で表示し、正のみ各様式シリーズのバインダーの次の表紙の前に代表企業:〇〇会社、構成員:△△会社、協力企業:□□会社等の企業名を記載した参加企業対応表を添付する(この場合は1つの提案書データですみます) ③「正」と「副」の記入を表紙及び背表紙に記載し、副は1/20から20/20まで番号を記載する。	提案書に関しては、正・副とも企業名は記載せず、代表企業A、構成員B等の記載としてください。但し、「グループ構成表」等に記載したどの企業が(A、B、C等)に該当するかが分かるような記載としてください。提案書表紙にはグループ名は記載しないでください(様式を修正します)。副本のナンバリングは不要ですが、正本と区別が付くようにしてください。
189	資料3	様式集	—	—	—	提案書の表示について	「提案書」には参加資格申請をした応募者が採用したコンサルティング等を行なう企業の名称は記載してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	資料3	様式集	—	—	—	提案書の製本方法について	「提案書」の綴じ方は正本、副本ともバインダーやファイルでの提出でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
191	資料3	様式集	様式12 施設計画に関する提案書	—	—	施設計画に関する提案書について	施設計画に関する提案書は評価項目、評価基準、記載内容に関する留意点について、図・表・文章・図面等を用いて、A3・4枚以内にまとめたものとし、添付資料については必要と思われる程度の補足の文章・図表等の書込みを行うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	資料3	様式集	様式12 施設計画に関する提案書	添付資料5	—	施設計画に関する提案書について	「外観透視図（A3、3枚以上）敷地全体の鳥瞰レベルのもの、国道側からのアイレベルのもの、屋外広場を対象としたもの含む。」とありますが、その3枚を作成し、そのほかに追加で数枚提出をするというのでしょうか。	A3、3枚以上の内数に、少なくとも敷地全体の鳥瞰レベルのもの、国道側からのアイレベルのもの、屋外広場を対象としたものを含めてください。
193	資料3	様式集	様式12 施設計画に関する提案書	添付資料6	—	施設計画に関する提案書について	「内観透視図（A3、3枚以上）・図書館、（仮称）郷土資料館、屋内広場を対象としたものを含む。」とありますが、その3枚を作成し、そのほかに追加で数枚提出をするというのでしょうか。	A3、3枚以上の内数に、少なくとも図書館、（仮称）郷土資料館、屋内広場を対象としたものを含めてください。
194	資料3	様式集	様式12 施設計画に関する提案書	添付資料⑪	—	日影図について	等時間日影図及び時刻日影図（30分毎）を添付資料として作成するうえで、建築基準法上は商業地域であるため日影規制のない用途地域かと思いますが、今回事業の場合の測定面の高さや日影時間の設定等をご教示ください。	ご提案ください。
195	資料3	様式集	様式18 損益計算書	—	—	各業務費用の記入場所について	「統括マネジメント業務費」と「総務・経理業務費」について本様式に項目がありませんので、様式22と同じようにそれぞれ欄を設けて記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	資料3	様式集	様式21 サービス対価Aの算出根拠	—	—	開業準備業務の記入場所について	「開業準備業務」費用は供用開始後の令和5年5月に一括して支払われるため、令和4年度の欄に発生ベースで記入するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	資料3	様式集	様式22 サービス対価Bの算出根拠	—	—	費用の記入場所について	「光熱水費」と「保険料」について本様式に項目がありませんので、様式18と同じようにそれぞれ欄を設けて記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	資料4	基本協定書(案)	—	第5条	—	業務の委託、請負	1項に「統括マネジメント業務」及び「開業準備業務」の委託先について書かれていませんが、よろしいでしょうか。	追記・修正します。
199	資料4	基本協定書(案)	—	第5条	—	(業務の委託、請負)	統括マネジメント業務の委託先等の記載がありませんが、募集要項と不整合となりませんか。	追記・修正します。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
200	資料4	基本協定書(案)	—	第6条第6項	—	事業契約締結不可の場合の違約金について	事業予定者事由により事業契約を締結できなかった場合の違約金が、設計・建設・工事監理業務費用の税込み10%とされていますが、これにはSPC費用(建築確認申請費やSPCが付保する保険料を含む)、開業準備業務費および統括マネジメント業務費は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	資料4	基本協定書(案)	—	第6条	—	事業契約等	3項に「公募前に確定することができなかった事項を除いては、原則として変更しない」とありますが、公募前に確定していた事項についても、公募中の質疑等を通じて市と事業者の間で見解・解釈の相違が存在する場合、優先交渉権者決定後の協議の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	基本的には公募中の質疑に対する市の回答をもって確定とさせていただきます。
202	資料4	基本協定書(案)	—	第12条	—	談合等の不正行為に係る損害の賠償	談合等の不正行為により事業契約が締結できなかった場合、事業予定者は第6条第6項による違約金と第12条第1項による賠償金の双方を負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	資料5	事業契約書(案)	—	—	—	—	統括マネジメント業務に該当する章の記載がありませんが、よろしいでしょうか。	追記・修正します。
204	資料5	事業契約書(案)	—	第24条	—	建設工事等に伴う近隣対応・対策	事業者が善管注意義務を果たしてもなお防ぐことのできない近隣の生活環境への影響に起因する事業費の増額につきましては、貴市と協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のような場合も、増額費用等は事業者の費用負担をお願いします。ただ、そのうち市の責めに帰すべき事由により生じたものがあれば、その部分については市が負担します。
205	資料5	事業契約書(案)	—	第30条第4項	—	市による完成確認	保険証書の写しを工事完成図書とともに市に対して提出とありますが、実務上保険証書の発行が間に合わない場合、保険会社が発行する保険契約内容がわかる書類(付保証明)を提出することでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。保険証書は発行され次第ご提出ください。
206	資料5	事業契約書(案)	—	第33条	—	履行保証保険について	「請負人をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結」とありますが、担当する業務以外で履行保証保険を付保するのは難しいため、建設企業がサービス対価Aのうち建設業務に関する費用並びに当該金額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10に相当する金額の履行保証保険を締結し、設計企業がサービス対価Aのうち設計業務及び工事監理業務に関する費用並びに当該金額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10に相当する金額の履行保証保険を締結する形でよろしいでしょうか。	問題ありません。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名	別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
207	資料5 事業契約書(案)	—	第57条	—	維持管理・運営業務の契約保証	維持管理・運営業務に伴う契約保証金の額は維持管理・運営業務のサービス対価の年間の金額の10分の1との記載がございます。一方で、第72条第4項(2)には、違約金として年間の維持管理・運営業務のサービス対価の12分の3との記載がありますが、違約金につきましても年間の維持管理・運営業務のサービス対価の10分の1に見直ししていただけないでしょうか。	見直す予定はありません。
208	資料5 事業契約書(案)	—	第56条第2項	—	維持管理・運営業務に係る保険	保険証書の写しを保険契約締結後速やかに市に対して提出とありますが、実務上保険証書の発行に時間を要する場合、まず保険会社が発行する保険契約内容がわかる書類(付保証明)を提出し、その後保険証書が発行されたい提出するというでもよろしいでしょうか。	No.205の回答をご参照ください。
209	資料5 事業契約書(案)	—	第57条第2項	—	維持管理・運営業務の契約保証について	維持管理・運営業務に係る契約保証金や履行保証保険の額は「維持管理・運営業務のサービス対価の年間の金額」とされています。この「年間の金額」とは、サービス対価BからSPC利益費用、光熱水費を除いた年額との理解でよろしいでしょうか。	「維持管理・運営業務のサービス対価の年間の金額」に関しては、「資料7 サービス対価の算出及び支払方法」に示すサービス対価Bを構成する要素のうち、「維持管理業務に要する費用」及び「運営業務に要する費用」に相当するものを対象とします。
210	資料5 事業契約書(案)	—	第57条第2項	—	維持管理・運営業務の契約保証	念のため確認させてください。維持管理・運営業務のサービスの対価の年間の金額とは、サービス対価Bから統括マネジメント業務該当分を控除した金額、という理解でよろしいでしょうか。	No.209の回答をご参照ください。
211	資料5 事業契約書(案)	—	第64条第2項	—	サービス対価の変更	特別な要因により工期内に主要な工事材料の・・・価格に著しい変動が生じ、とありますが、著しい変動を説明する具体的な指標および請負代金額変更を請求できる変動の程度をご教示ください。	小千谷市工事請負契約約款第26条をご参照ください。
212	資料5 事業契約書(案)	—	第72条第4項	—	本施設の引渡し前の違約金	引渡し前の事業者事由による契約解除の違約金が「『サービス対価A』のうち、設計業務に要する費用、建設・工事監理業務に要する費用」の10分の1に消費税を加えたものとされていますが、これには統括マネジメント業務費、開業準備業務費およびSPC費用(建築確認申請費やSPCが付保する保険料を含む)は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。また、提案時の消費税率は他の違約金や履行保証も含めて10%との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	資料5 事業契約書(案)	—	第72条第4項(2)7	—	本市による本契約の終了	年間の維持管理・運営業務のサービス対価の12分の3に相当する違約金とありますが、第57条に維持管理・運営業務の契約保証金の額は、同サービス対価の10分の1以上となっておりますので、違約金についても10分の1にそろえていただけないでしょうか。	見直す予定はありません。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名	別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
214	資料5 事業契約書(案)	—	第73条第2項(1)ア	—	事業者による本契約の終了	誤植と思われますが、「相当する金額及びで買い取ること」とは、「相当する金額で買い取ること」という理解でよろしいでしょうか。	追記・修正します。
215	資料5 事業契約書(案)	—	第73条第2項(1)カ	—	事業者による本契約の終了	事業者が所有する機器等の撤去費用は、貴市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	かかる撤去費用は、第73条第2項(1)イにおける協議の対象となります。
216	資料5 事業契約書(案)	—	第80条第3項	—	不可抗力に係る追加費用の負担	引渡し後の追加費用の事業負担額について「『サービス対価B』のうち、各事業年度の『維持管理費』及び『運営費』」に消費税を加えた額の100分の1とされていますが、これには統括マネジメント業務費、総務・経理業務費、水光熱費、SPC運営費・利益は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	資料5 事業契約書(案)	別紙3	—	—	建設、維持管理・運営期間中の保険	その他の保険については事業者の提案により市と協議の上決定するものとする、とありますが、まずは様式11における提案書上で提案させていただくということよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	資料5 事業契約書(案)	別紙3	—	—	建設、維持管理・運営期間中の保険	別紙3記載の保険種目及び追加提案保険種目の保険条件については事業者の提案による、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	資料5 事業契約書(案)	別紙3	—	—	建設、維持管理・運営期間中の保険	建設工事保険欄に(地震等)とありますが、地震の補償水準については事業者の提案による、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	資料5 事業契約書(案)	別紙3	—	—	建設、維持管理・運営期間中の保険	別紙3記載の保険種目に加えて、開業準備期間における保険の付保は事業者の提案による、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	資料5 事業契約書(案)	別紙3	—	—	建設、維持管理・運営期間中の保険	民間収益事業に係る保険の付保については事業者の提案による、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	資料5 事業契約書(案)	別紙3	—	—	建設、維持管理・運営期間中の保険	貴市が付保している又は付保予定の保険もしくは共済があれば、保険金額、補償内容、免責事項等をご教示いただけないでしょうか。	公益社団法人 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入しています。契約内容は、物件の用途、構造、共済責任額、共済期間などにより異なることから一概に示せません。
223	資料5 事業契約書(案)	別紙3	—	—	建設、維持管理・運営期間中の保険	(仮称)郷土資料館等における展示品や文化財等に貴市が付保している又は付保予定の保険があれば、保険金額、補償内容、免責事項等をご教示いただけないでしょうか。	付保している保険及び付保を予定している保険はありません。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名	別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
224	資料5 事業契約書(案)	別紙3	—	—	建設・維持管理・運営期間中の保険	各種保険のてん補金額について、ご教授ください。(身体賠償:1名当り、1事故当り 財物賠償:1事故当り)	事業者の提案により協議するものとします。
225	資料6 モニタリング及び減額措置等	—	2(1)1	4	提出書類	ここでいう株主総会資料等会社関係の書類は、SPCについてのものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	資料6 モニタリング及び減額措置等	—	2(2)1	6	モニタリング方法について	建設・工事監理業務の提出書類で出来高報告書があります。時期として「設計・建設期間中に毎年3月提出、竣工時に提出」とありますが、設計における出来高報告書はどのようなものになりますでしょうか。	設計が複数年に渡る場合は、当該年度の実績(業務内容、図面等)が確認できるものを任意の様式でご提出ください。
227	資料6 モニタリング及び減額措置等	—	3(4)	11	改善費用の負担	貴市側の責めに帰すべき以外の場合は事業者負担とありますが、貴市側の責めにも事業者側の責めにも帰さない事由の場合は、費用の負担につき貴市と協議させていただけないでしょうか。	市側の責めにも事業者側の責めにも帰さない事由による業務水準未達成の場合は、事業契約の不可抗力の規定によります。
228	資料6 モニタリング及び減額措置等	—	4(1)2	12	それ以外の事象	「ウ 上記ア又はイの恐れがある場合」とありますが、「恐れ」の判断基準が不明確であり、減額ポイントを付与する基準としては不相当と史料します。ア又はイの事象が明らかである場合のみ減額ポイント付与の対象とし、ウの時点では市から事業者に対し注意勧告を行う程度にとどめていただけますでしょうか。	見直す予定はありません。
229	資料6 モニタリング及び減額措置等	—	4(1)2	12	それ以外の事象	「エ その他、定められた業務水準のいずれかを満たしていない場合」とありますが、これも「事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合」と限定していただけますでしょうか。	見直す予定はありません。
230	資料6 モニタリング及び減額措置等	—	添付1	14	維持管理・運営期間中のモニタリングから改善勧告、減額等への流れ	※にある「業務実施者の変更を求めることができる」場合は、12ページ(3)にある「同一の原因に起因する同一の事象で、2回以上の改善勧告が出された場合」のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。記載内容について修正します。
231	資料6 モニタリング及び減額措置等	—	添付1	14	維持管理・運営期間中のモニタリングから改善勧告、減額等への流れ	改善計画書が未提出の場合の矢印の流れは図の左方向ではなく右方向ではないかと思料しますが、契約解除の手続きに移行する前に、事業者に対し催告を行う等の手続きが必要と考えますがいかがでしょうか。	ご理解のとおりです。記載内容について修正します。
232	資料7 サービス対価の算出及び支払方法	—	2(3)1	2	本施設の整備段階における費用	「民間施設」とは、民間収益事業のために本施設の一部を使用する場合の該当箇所という理解でよろしいでしょうか。	公共施設以外に民間収益事業を行うために民間事業者が整備する施設を想定しています。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 募集要項等に関する質問回答

No.1～22: 令和元年8月2日公表
 No.23: 令和元年8月5日公表
 No.24～238: 令和元年8月9日公表

No.	資料名		別紙・様式	項目	頁	タイトル	質問・意見内容	回答
233	資料7	サービス対価の算出及び支払方法	—	4	5	サービス対価Aの支払方法について	サービス対価A-1、Bとも各回の支払額について1円未満の端数がある場合は、切り捨てた上で総支払額との差額を最終の支払い回で調整するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	資料7	サービス対価の算出及び支払方法	—	4(1)	5	サービス対価Aの支払方法について	サービス対価A-1(施設整備費)は年度ごとの支払いとなっておりますので各年度の出来高の100%をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	資料7	サービス対価の算出及び支払方法	—	4(2)	5	サービス対価Bの支払いについて	サービス対価Bは、支払総額を月数按分するということですので、光熱水費相当額と修繕・更新(補充)業務の費用も含め、維持管理・運営期間中に平準化払いするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	資料7	サービス対価の算出及び支払方法	—	4(3)2	5	支払い手続き②サービス対価B	「維持管理業務及び運営業務に要した電気、水道、燃料の使用量がわかる報告書」を提出する意味をお聞かせください。使用量を確認するのであれば、水光熱費は実費精算が可能と考えますが、いかがでしょうか。	使用量は公共施設として把握が必要な情報と考えております。使用量を確認できることが実費精算を行う理由にはならないと認識しています。
237	資料7	サービス対価の算出及び支払方法	—	5(1)	7	サービス対価Aの改訂について	サービス対価Aの改定は「小千谷市工事請負契約約款」に基づき、市と事業者間の協議が行なわれるとの理解ですが、約款に物価スライド条項がありましたらご教示いただけませんか。	小千谷市工事請負契約約款第26条をご参照ください。
238	—	—	—	—	—	実施方針等に関する質問の回答について	実施方針等に関する質問に対する回答については、要求水準書等の文面上で反映されていないものについても、すべて有効であるとの認識でよいでしょうか。	事業者選定及びその後の契約協議等に関しては募集要項及び募集要項に関する質疑回答及び事業者提案に基づき実施します。実施方針等に関する質問回答は有効ではありません。